

パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）組織委員会は、内閣府より公益財団法人として認定を受けておりますので、PMF へのご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます（詳細につきましては、国税庁のホームページ[<https://www.nta.go.jp/>]をご覧ください）。確定申告に必要な「寄付金受領証明書」及び「税額控除に係る証明書」の写しは、後日郵送いたします。

（１） 所得税

当財団は令和３年（２０２１年）１０月１日付で税額控除対象法人となりましたので、寄付金総額が年間２,０００円を超える場合には、確定申告の際に「税額控除」または「所得控除」のいずれか有利な方をご選択頂くことができます。

① 税額控除（寄付金特別控除）

当該年の所得税額から下記の計算式により算出された「税額控除額」を控除することができます。
※確定申告の際は「税額控除に係る証明書」の写しが必要となります。

$$[(\text{寄付金総額}^{\ast a} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%] = \text{税額控除額}^{\ast b}$$

*a 寄付金総額については、その年の総所得金額等の４０％が上限となります。

*b 税額控除額については、当該年の所得税額の２５％が上限となります。

② 所得控除（寄付金控除）

当該年の所得金額から下記の計算式により算出された「所得控除額」を控除することができます。

$$(\text{寄付金総額}^{\ast a} - 2,000 \text{ 円}) = \text{所得控除額}$$

*a 寄付金総額については、その年の総所得金額等の４０％が上限となります。

（２） 個人住民税 [税額控除]

都道府県・市町村が条例で指定する寄付金*1に該当する場合は、上記（１）に加え、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

$$(\text{寄付金総額}^{\ast 2} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率}^{\ast 3} = \text{税額控除額}$$

*1 北海道、札幌市にお住まいの方（ご寄付された翌年１月１日のご住所）は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

*2 寄付金総額については、その年の総所得金額等の３０％が上限となります。

*3 住民税控除率は、居住地、年により変更となる場合があります。

詳細につきましては、各自治体へお問い合わせください。